

八潮市

定期予防接種費用の助成(償還払い)について

特別な事情により、委託医療機関以外で予防接種を受ける必要がある方は、償還払いにより予防接種費用を助成します。

1. 予防接種の申請手順

- ① 定期予防接種の接種前(1か月前程度)に【医師会委託医療機関・乗入れ医療機関外における予防接種依頼申請書(以下「申請書」という)】を記入し、保健センターへ提出する。
- ② 保健センターから医療機関宛ての予防接種実施依頼(予防接種依頼)を受け取り、予防接種予診票をもって医療機関で予防接種を受ける。
※「予防接種依頼」を使用し接種できるのは、申請した年度の年度末までです。更新の必要がある場合は、再度、保健センターへ「申請書」の提出が必要です。
- ③ 予防接種後、医療機関から領収書と予防接種予診票(保健センター控え)を受け取る。

2. 助成金の申請手順

予防接種を受けた日から1年以内に保健センターへ助成金の交付申請をする(来所・郵送可)。

3. 申請できる人

接種日に八潮市に住民票があり、「1. 予防接種の申請手順」を経て市が委託した医療機関以外で定期予防接種を受けた方。

4. 申請に必要なもの



- ① 母子健康手帳(定期接種の記録が記載されているページ)の写し
- ② 予防接種予診票(保健センター控)
- ③ 領収書(医療機関名、住所、電話番号、接種日、ワクチン名、ワクチン毎の金額等の記載がある)の原本
- ④ 振込先口座の預金通帳の写し
- ⑤ 八潮市定期予防接種費用助成金交付申請書兼請求書(用紙は、保健センターまたはホームページにあります)

5. 申請・問い合わせ先

健康増進課(八潮市立保健センター) 感染症担当
〒340-8588 八潮市中央 1-2-1 TEL995-3381

